

平成26年第3回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成26年9月16日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 散 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	9月16日 午前10時00分		
	散 会	9月16日 午後2時48分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	石 川 清 友	9	山 城 太
	3	内 間 利 三	10	玉 城 克 義
	4	久 田 浩 也	11	東恩納 寛 政
	5	與那嶺 篤 哉		
	6	座間味 薫		
	7	山 内 聰		
欠席（不応招）議員				
会 議 録 署 名 議 員	10	玉 城 克 義	11	東恩納 寛 政
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た も の	事 務 局 長	小那覇 安 啓	書 記	宇茂佐 和 代
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人	住 民 課 長	田 場 盛 史
	副 村 長	大 城 清 紀	福 祉 保 健 課 長	宮 里 晃
	総 務 課 長	小那覇 安 隆	総 務 課 主 幹	當 山 清 巳
	教 育 長	新 城 敦	会 計 管 理 者	與那嶺 敏 秋
	学 校 教 育 課 長	田 港 朝 津		
	社 会 教 育 課 長	上 間 恒 章		
	建 設 課 長	金 城 正 明		
経 済 課 長	島 袋 輝 也			

平成26年第3回今帰仁村議会定例会

議事日程第1号

平成26年9月16日（火曜日）

1. 開 会 午前10時

2. 付議事件及び順序

日 程 番 号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長の行政報告	
5	議案第26号	今帰仁村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について	説 明
6	議案第27号	平成26年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について	説 明
7	議案第28号	平成26年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算について	説 明
8	議案第29号	平成26年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について	説 明
9	議案第30号	平成26年度今帰仁村簡易水道事業会計第2号補正予算について	説 明
10	議案第31号	工事請負契約について	説 明
11	認定第1号	平成25年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について	説 明
12	認定第2号	平成25年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	説 明
13	認定第3号	平成25年度今帰仁村水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	説 明
14	認定第4号	平成25年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	説 明
15	報告第8号	平成25年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について	報 告
16	報告第9号	平成25年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	報 告
17	発委第1号	今帰仁村議会政務活動費の交付に関する条例の制定について	説明・質疑 討論・採決

○ 議長 久田浩也君 おはようございます。ただいまの出席議員は11名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに平成26年第3回今帰仁村議会定例会を開会いたします。

(開会時刻 午前10時00分)

本日の会議を開きます。

日程第1.「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、10番 玉城克義議員及び11番 東恩納寛政議員を指名いたします。

日程第2.「会期の決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月19日までの4日間をしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日から9月19日までの4日間と決定いたしました。

日程第3.「議長諸般の報告」を行います。

諸般の報告。1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査報告書が、お手元に配付されております。朗読は省略いたします。

2. 本定例会に受理いたしました請願(陳情)は、会議規則第91条及び第92条の規定によってお手元に配付の請願(陳情)・意見書・決議文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしましたのでご報告いたします。

3. 6月4日 平成26年度今帰仁村学力向上推進大会が開催されました。

4. 6月6日 平成26年今帰仁村民児協総会が開催されました。

5. 6月14日 第65回沖縄県植樹祭が開催されました。

6. 6月27日 「今帰仁村母子寡婦福祉会」総会が開催されました。

7. 6月29日 平成26年度今帰仁中学校運動会が開催されました。

8. 7月18日 県産品優先使用の要請行動に参加をいたしました。

9. 7月23日 北部広域市町村圏事務組合議会臨時会が開催されました。

10. 7月24日 今帰仁村立図書館オープン記念式典が開催されました。

11. 7月25日 北部振興会第1回総会が開催されました。

12. 7月30日 町村議会議長会定例役員会が開催されました。

13. 8月3日 上運天区地域活動拠点活性化施設落成式が開催されました。

14. 8月4日 町村議会正副議長研修会が開催されました。

15. 8月5日 今帰仁村畜産共進会が開催されました。

16. 8月20日 古宇利海神祭が開催されました。

17. 8月29日 乙羽会夏まつりが開催されました。

18. 8月31日 今帰仁ハーリーカーニバルが開催されました。

これで議長諸般の報告を終わります。

日程第4.「村長の行政報告」を行います。これを許可いたします。與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 村長行政報告を行います。

- 6月 4日 学力向上推進大会を開催しました。
6日 今帰仁村民児協総会が開催されました。
10日 茸第2生産施設運営協議会を開催しました。
14日 沖縄県植樹祭に参加しました。
〃 花卉園芸協同組合今帰仁支部打上げ式が開催されました。
19日 区長会との意見交換会を行いました。
20日 沖縄県企画部長との意見交換会に参加しました。
23日 沖縄県全戦没者追悼式に参列いたしました。
24日 総合まつり実行委員会を開催しました。
〃 まるごと今帰仁フェア実行委員会を開催しました。
27日 村租税教育推進協議会を開催しました。
29日 今帰仁中学校運動会が行われました。
30日 今帰仁村健康長寿体験滞在型観光促進事業アンケート調査報告会を開催しました。
- 7月 2日 グスク桜まつり実行委員会を開催しました。
4日 医療に関する意見交換会に参加しました。
7日 北部茸生産団地運営協議会が開催されました。
13日 県商工労働部との意見交換会に参加しました。
17日 村農畜産業防犯対策協議会「防犯パトロール出発式」に参加しました。
18日 旧古宇利小中学校跡地利用審議会を開催しました。
〃 県産品優先使用の要請行動受入れを行いました。
22日 今帰仁村健康長寿体験滞在型観光促進事業プロジェクト会議を開催しました。
24日 村立図書館オープン記念式典を開催しました。
〃 茸第1生産出荷施設運営協議会を開催しました。
25日 総合まつり実行委員会を開催しました。
〃 まるごと今帰仁フェア実行委員会を開催しました。
〃 マジックアワーRUN in 今帰仁の実行委員会を開催しました。
〃 村商工会との意見交換会を開催しました。
〃 婚学講演会を実施しました。
26日 平良新助を語るシンポジウムに参加しました。
27日 スイカの日イベントに参加しました。
28日 J A 沖縄との農政懇談会を開催しました。
30日 海洋博記念公園との意見交換会を開催しました。

- 8月 1日 防災・危機管理トップセミナーに参加しました。
3日 上運天区地域活動拠点活性化施設落成式が開催されました。
5日 村畜産共進会を開催しました。
8日 今帰仁城跡附シイナ城跡調査研究整備委員会を開催しました。
14日 村土壌分析勉強会を開催しました。
〃 伝統的集落景観保存管理計画策定委員会を開催しました。
20日 伊平屋村・伊是名村・今帰仁村三村交流事業実行委員会を開催しました。
〃 古宇利海神祭が開催されました。
〃 越地区行政懇談会を開催しました。
22日 謝名区行政懇談会を開催しました。
27日 子ども子育て会議を開催しました。
28日 今帰仁村健康長寿体験滞在型観光促進事業推進員会議を開催しました。
29日 乙羽会夏まつりが開催されました。
31日 今帰仁ハーリーカーニバルが開催されました。

以上で村長行政報告を終わります。

○ 議長 久田浩也君 これで村長行政報告を終わります。

日程第5.「議案第26号 今帰仁村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第26号

今帰仁村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成26年9月16日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）及び沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成14年総務省令第42号）が平成26年3月31日に一部を改正されたことに伴い、今帰仁村固定資産税の課税免除に関する条例の一部について改正を行う必要があるため、この議案を提出します。

今帰仁村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

今帰仁村固定資産税の課税免除に関する条例（平成24年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削る。

第2条第2号中「地域」を「もの」に改める。

第3条中「並びに当該家屋」の次に「又は当該対象施設である構築物」を、「敷地とする当該家屋」の次に「又は構築物」を加える。

第4条中「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項の表の第2号若しくは第45条第1項の表の第2号の規定の適用を受ける設備であって、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの（機械及び装置並びに器具及び備品については、取得価額の合計額が500万円を超えるもの。以下この条において「特別償却設備」という。）」を「次に掲げるいずれかの設備」に、「特別償却設備」を「設備」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項の表の第2号若しくは第45条第1項の表の第2号の規定の適用を受ける設備であって、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの。
- (2) 機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるもの。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成26年3月31日以前に、改正前の条例第3条から第4条までの規定により固定資産税の課税免除を受ける要件を具備していた者に係る固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

次ページ以降に新旧対照表を添付しておりますので、お目通しを願いたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時11分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時11分)

日程第6、「議案第27号 平成26年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について」を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第27号

平成26年度今帰仁村一般会計第3回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成26年9月16日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成26年度今帰仁村一般会計補正予算

平成26年度今帰仁村一般会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5,933万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億1,345万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成26年9月16日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 村 税		520,872	32,492	553,364
	1 村 民 税	160,782	13,470	174,252
	2 固 定 資 産 税	279,546	16,930	296,476
	3 軽 自 動 車 税	24,981	2,092	27,073
6 地方消費税交付金		73,599	0	73,599
	1 地方消費税交付金	73,599	0	73,599
13 分担金及び負担金		44,755	43,252	88,007
	1 分 担 金	9,031	43,252	52,283
15 国庫支出金		548,587	9,375	557,962
	1 国庫負担金	251,245	260	251,505
	2 国庫補助金	294,098	8,435	302,533
	3 国庫委託金	3,244	680	3,924

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県 支 出 金		1,163,716	188,841	1,352,557
	1 県 負 担 金	161,585	130	161,715
	2 県 補 助 金	968,952	188,450	1,157,402
	3 県 委 託 金	33,179	261	33,440
17 財 産 収 入		13,991	1,040	15,031
	2 財 産 売 払 収 入	813	1,040	1,853
18 寄 附 金		19,682	4,399	24,081
	1 寄 附 金	19,682	4,399	24,081
19 繰 入 金		185,049	5,000	190,049
	1 繰 入 金	185,049	5,000	190,049
20 繰 越 金		10,000	170,778	180,778
	1 繰 越 金	10,000	170,778	180,778
21 諸 収 入		208,906	6,270	215,176
	4 雑 入	171,112	10,260	181,372
	5 受 託 事 業 収 入	37,066	△3,990	33,076
22 村 債		346,500	△2,117	344,383
	1 村 債	346,500	△2,117	344,383
歳 入 合 計		5,254,129	459,330	5,713,459

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		73,972	480	74,452
	1 議 会 費	73,972	480	74,452
2 総 務 費		824,930	166,849	991,779
	1 総 務 管 理 費	687,219	165,053	852,272
	2 徴 税 費	82,750	1,669	84,419
	5 統 計 調 査 費	2,157	17	2,174
	6 監 査 委 員 費	1,492	110	1,602
3 民 生 費		1,486,627	7,927	1,494,554
	1 社 会 福 祉 費	996,905	7,161	1,004,066
	2 児 童 福 祉 費	489,722	766	490,488
4 衛 生 費		316,380	8,831	325,211
	1 保 健 衛 生 費	130,968	8,831	139,799

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農 林 水 産 業 費		515,858	227,585	743,443
	1 農 業 費	487,158	227,317	714,475
	2 林 業 費	14,559	268	14,827
7 商 工 費		171,854	5,175	177,029
	1 商 工 費	171,854	5,175	177,029
8 土 木 費		460,641	12,546	473,187
	1 土 木 管 理 費	13,056	15	13,071
	2 道 路 橋 梁 費	371,463	12,493	383,956
	4 港 湾 費	20,076	38	20,114
10 教 育 費		698,427	29,937	728,364
	1 教 育 総 務 費	102,545	1,651	104,196
	2 小 学 校 費	61,807	1,450	63,257
	3 中 学 校 費	25,043	1,099	26,142
	5 社 会 教 育 費	239,240	8,003	247,243
	6 保 健 体 育 費	237,728	17,734	255,462
歳 出 合 計		5,254,129	459,330	5,713,459

第2表 地 方 債 補 正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
村づくり交付金（西部地区）	千円 15,900	証書借入	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について、 利率の見 直しを行 った後にお いては当該 見直し後の 利率)	政府資金に ついては、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合では その債権者 と協定する ものによ る。ただし、 村財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、又 は繰上償還 もしくは、 低利に借換 えすることが できる。	千円 15,900	証書借入	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について、 利率の見 直しを行 った後にお いては当該 見直し後の 利率)	政府資金に ついては、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合では その債権者 と協定する ものによ る。ただし、 村財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、又 は繰上償還 もしくは、 低利に借換 えすることが できる。
村づくり交付金（中部地区）	7,800	〃			7,800	〃		
村づくり交付金（東部地区）	16,200	〃			17,900	〃		
与那嶺諸志線道路改築事業	28,000	〃			28,800	〃		
村道古宇利線改良事業	16,300	〃			16,300	〃		
村道仲尾次水溜線	2,300	〃			2,300	〃		
沖縄振興特別推進交付金事業	90,200	〃			93,000	〃		
史跡今帰仁城跡買上事業	4,800	〃			4,800	〃		
臨時財政対策債	165,000	〃			157,583	〃		
合 計	346,500			344,383				

9ページをお願いします。歳入でございます。1款村税、1項村民税、1目個人1,347万円の補正の増でございます。これは1節の現年課税分でございます。

次ページをお願いします。同じく1款村税、2項固定資産税でございます。1目固定資産税1,693万円の増は、1節現年課税分と2節の滞納繰越分の増額でございます。

続きまして、11ページをお願いします。同じく村税でございますけれども、3項の軽自動車税、1目軽自動車税は209万2,000円の増で、これは1節現年課税分の増でございます。

12ページをお願いします。6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金、補正額は0円でございます。

13ページをお願いします。13款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林水産業費分担金4,325万2,000円の補正増でございます。これは1節農業費分担金によるものでございます。

続きまして14ページをお願いします。15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金でございます。26万円の増で、これは5節の身体障害者福祉費負担金であります。

15ページをお願いします。同じく国庫支出金でございますけれども、2項の国庫補助金、1目総務費国庫補助金が368万7,000円の補正増で、これは1節総務費補助金の増によるものでございます。続きまして2目の民生費国庫補助金128万4,000円の増は、2節の減と4節の増によるものでございます。続きまして5目土木費国庫補助金346万4,000円の増は、1節の道路橋梁費補助金の増によるものでございます。

続きまして16ページをお願いします。同じく国庫支出金ですけれども、3項の国庫委託金でございます。1目民生費国庫委託金、補正額は68万円でございます。これは2節社会福祉費委託金の増によるものでございます。

続きまして16款県支出金、1項県負担金でございます。1目民生費県負担金、補正額は13万円でございます。2節身体障害者福祉費負担金によるものでございます。

次に18ページをお願いします。2項の県補助金でございます。1目総務費県補助金が1,120万円の増でございます。これは2節の沖縄振興交付金事業補助金の増によるものでございます。2目民生費県補助金53万7,000円の増でございます。1節、2節の増によるものでございます。続きまして3目衛生費県補助金93万円の増、1節の保健衛生費補助金によるものでございます。続きまして4目農林水産業費県補助金1億7,578万3,000円の増でございます。これは1節農業費補助金と7節村づくり交付金の増によるものでございます。

続きまして19ページでございます。3項県委託金、3目農林水産業費県委託金25万円でございます。1節の農業費委託金でございます。続きまして6目商工費県委託金1万1,000円の増。1節商工費委託金でございます。

20ページをお願いします。17款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入104万円の増でございます。これは1節の土地等売払収入でございます。

21ページをお願いします。18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金348万円の増、1節の寄附金の増によるものでございます。2目指定寄附金91万9,000円の増でございます。これは1節地域活動拠点費指定寄附金でございます。

続きまして22ページをお願いします。19款繰入金、1目繰入金500万円の増でございます。これは1節繰入金によるものでございます。

続きまして20款繰越金、1項繰越金でございます。1目繰越金1億7,077万8,000円は1節の繰越金の増によるものでございます。

続きまして24ページをお願いします。21款諸収入、4目雑入、補正額は1,026万円。これは2節の雑入の増によるものでございます。

続きまして21款諸収入、5項受託事業収入、3目民生費受託事業収入が減額の492万円。これは1節地域支援事業の減額によるものでございます。続きまして6目農林水産業費受託事業収入93万円これは1節の農林水産業費事業受託収入の増によるものでございます。

続きまして22款村債、1項村債、1目総務債、補正額280万円。これは1節の総務費の増によるものでございます。3目農林水産債170万円の増は、1節の農業債の増でございます。4目土木債は80万円の増でございます。これは1節の道路橋梁債でございます。7目その他債が減額の741万7,000円でございます。1節その他債の減額によるものでございます。

続きまして27ページからは歳出でございます。1款議会費、1項議会費、1目議会費、補正額が48万円の増でございます。これは9節旅費の増によるものでございます。

続きまして2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は補正額389万7,000円の増でございますけれども、主なものといたしましては、11節の需用費の増によるものでございます。続きまして2目文書広報費50万円の増。これは11節の需用費でございます。4目財産管理費1億4,842万1,000円の増でございます。これは25節の積立金によるものでございます。

続きまして5目企画費、補正額は1,223万5,000円となっております、主な節は13節の委託費、14節の使用料及び賃借料、19節負担金の増が主な要因でございます。

続きまして30ページをお願いします。同じく2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費67万1,000円の増でございます、主なものといたしましては23節の増と2節給料の減額によるものでございます。続いて2目賦課徴収費99万8,000円の増でございます。主な節といたしましては13節委託料の増によるものでございます。

次ページをお願いします。2款総務費、5項統計調査費、2目統計調査費委託業務費1万7,000円の増でございます。これは3節の職員手当等によるものでございます。

続きまして、同じく2款の総務費、6項監査委員費、1目監査委員費が補正額11万円でございます。これは11節需用費の増によるものでございます。

続きまして、3款民生費、1項社会福祉費でございますが、1目社会福祉総務費310万4,000円の補正増でございます。主なものといたしましては、7節賃金、11節需用費の増によるものでございます。続きまして2目老人福祉費が83万1,000円の増でございます。これは8節報償費の増によるものと、19節負担金の増によるものが主な要因でございます。

続きまして4目身体障害者福祉費でございます。254万5,000円の増でございます。これは13節委託料の増が主な要因でございます。続きまして5目国民年金事務費68万1,000円の増、これは13節委託料の増に

よるものでございます。

36ページをお願いします。同じく3款民生費、2項児童福祉費でございます。1目児童福祉総務費91万8,000円の増でございます。これは13節委託料の増が主な要因でございます。続きまして2目児童措置費100万円の増でございます。これは20節扶助費の増によるものでございます。続きまして3目保育所費、減額の115万2,000円でございますが、主な要因といたしましては2節給料の減、3節職員手当等の減、4節共済費の減、11節需用費の増によるものでございます。

38ページをお願いします。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費でございます。28万4,000円の増でございます。これは11節、12節の増によるものでございます。続きまして2目予防費87万8,000円の増でございます。これは1節の報酬の減と13節委託料の増によるものでございます。続きまして3目母子保健衛生費548万2,000円の増でございます。これは13節委託料の増によるものでございます。

続きまして4目環境衛生費118万7,000円の増でございます。これは7節賃金の増が主な要因でございます。続きまして6目水道事業費100万円の増でございます。これは28節繰出金の増によるものでございます。

40ページをお願いします。6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費でございます。補正額は268万6,000円でございます。主な要因といたしましては13節委託料の増によるものでございます。続きまして2目農業総務費428万4,000円の増でございます。これは2節給料の増が主な要因でございます。続きまして3目農業振興費、これは補正額といたしまして2億890万1,000円、この主な要因といたしましては15節工事請負費の増と18節備品購入費の減、それと19節負担金、補助及び交付金の増が主な要因となっております。

続きまして6目農業構造改善事業費25万円の増は11節の需用費の増が主なものでございます。続きまして9目村づくり交付金1,119万6,000円の増でございます。主なものといたしましては13節委託料、17節公有財産購入費、22節補償、補填及び賠償金が主な要因でございます。

続きまして2項林業費でございます。1目林業総務費26万8,000円の増でございますが、主なものとしては11節需用費の増でございます。

44ページをお願いします。7款商工費でございます。1項商工費、1目商工総務費63万3,000円の増でございます。主な要因といたしましては19節負担金、補助金及び交付金が主な要因でございます。続きまして2目観光振興費20万9,000円の増でございます。主な要因は13節委託料の増と7節賃金の増が主な要因でございます。

次ページをお願いします。3目地域活動拠点活性化事業433万3,000円の増でございます。これは15節工事請負費の増によるものでございます。

次ページをお願いします。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費でございます。補正額は1万5,000円。4節の共済費の増によるものでございます。

続きまして2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費7万1,000円の増、これは19節負担金、補助及び交付金によるものでございます。続きまして2目道路維持費536万5,000円の増の主な要因といたしまして、13節委託料、15節工事請負費、17節公有財産購入費が主な要因でございます。

続きまして48ページをお願いします。2項道路橋梁費でございます。3目道路新設改良費705万7,000円の増でございます。主な要因といたしましては2節給料、13節委託料、15節工事請負費の減、17節公有財産購入費の減、22節補償、補填及び賠償金の増等によるものでございます。

次ページをお願いします。同じく8款土木費、4項港湾費でございます。1目港湾管理費3万8,000円の増でございます。これは3節、9節の増によるものでございます。

次ページをお願いします。10款教育費でございます。1項教育総務費、2目事務局費165万1,000円の増でございます。主な要因といたしましては、2節給料、3節職員手当、13節委託料の増によるものでございます。

続きまして52ページをお願いします。2項小学校費でございます。1目学校管理費105万円の増でございます。これは11節、18節の増によるものでございます。続きまして2目教育振興費40万円の増でございます。これは20節扶助費の増によるものでございます。

続きまして3項中学校費、1目学校管理費19万9,000円の増。これは11節需用費の増によるものでございます。2目教育振興費90万円の増でございます。これは20節扶助費の増によるものでございます。

次ページをお願いします。5項社会教育費、1目社会教育総務費が減額の54万1,000円でございます。これの主な要因といたしましては2節給料の減となっております。

続きまして3目文化財保護費68万8,000円の増は、13節委託料の増が主な要因となっております。続きまして4目今帰仁城跡整備事業費24万8,000円でございます。これは3節職員手当等の増額でございます。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時46分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時46分)

大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君 失礼いたしました。54ページ、10款教育費、5項社会教育費、2目公民館費が抜けておりましたので、説明いたします。

2目公民館費、補正額93万円でございます。これは11節需用費の増によるものとなっております。

56ページをお願いします。10款教育費、5項社会教育費、5目歴史文化センター、補正額が181万6,000円。これの主な要因といたしましては1節の報酬の増によるものでございます。続きまして6目グスク交流センター等費、補正額は486万2,000円でございます。主な要因といたしましては11節需用費の増でございます。

続きまして次ページをお願いします。10款教育費、6項保健体育費、1目保健体育総務費1,701万3,000円の増でございます。これは11節需用費と15節工事請負費の増が主な要因となっております。

続きまして2目学校給食費72万1,000円の増でございます。これは2節給料と3節職員手当等の増によるものとなっております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時48分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時00分)

日程第7.「議案第28号 平成26年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第28号

平成26年度今帰仁村国民健康保険特別会計第2回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成26年9月16日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成26年度今帰仁村国民健康保険特別会計補正予算

平成26年度今帰仁村国民健康保険特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,825万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億4,610万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年9月16日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		559,917	13,676	573,593
	1 国民健康保険税	559,917	13,676	573,593
4 国庫支出金		736,136	4,582	740,718
	2 国庫補助金	311,137	4,582	315,719
歳入合計		2,027,851	18,258	2,046,109

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		46,799	0	46,799
	1 総 務 管 理 費	33,010	0	33,010
3 後期高齢者支援金等		216,718	80	216,798
	1 後期高齢者支援金等	216,718	80	216,798
4 前期高齢者納付金等		160	13	173
	1 前期高齢者納付金等	160	13	173
5 老人保健拠出金		11	△2	9
	1 老人保健拠出金	11	△2	9
6 介護納付金		117,169	△119	117,050
	1 介護納付金	117,169	△119	117,050
8 保健施設費		24,334	4,582	28,916
	1 特定健康診査等事業費	14,914	0	14,914
	2 保健施設費	9,420	4,582	14,002
11 諸 支 出 金		10,826	13,709	24,535
	1 償還金及び還付加算金	10,826	13,709	24,535
12 繰上充用金		317,381	△5	317,376
	1 繰上充用金	317,381	△5	317,376
歳 出 合 計		2,027,851	18,258	2,046,109

5ページをお願いします。歳入でございます。1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、補正額1,368万3,000円でございます。これは1節医療給付費分現年課税分が主な要因でございます。2目退職被保険者等国民健康保険税が7,000円の減でございます。これは3節介護納付金現年課税分の減が主な要因でございます。

続きまして4款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金、補正額458万2,000円でございます。これは1節財政調整交付金の増によるものでございます。

続きまして歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は補正額0円でございます。

8ページをお願いします。3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金、補正額は8万円でございます。これは19節の増によるものでございます。

続きまして4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等、1目前期高齢者納付金等、補正額は1万3,000円でございます。これは19節負担金、補助及び交付金によるものでございます。

10ページをお願いします。5款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、2目老人保健事務費拠出金2,000円の減でございます。これは19節の減によるものでございます。

続きまして6款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金は減額の11万9,000円でございます。これは19節負担金、補助及び交付金の減によるものでございます。

12ページをお願いします。8款保健施設費、1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費、補正額は0円となっております。

続きまして8款保健施設費、2項保健施設費、1目疾病予防費、補正額458万2,000円でございます。主なものといたしましては1節報酬、7節賃金等の増によるものでございます。

続きまして11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金が93万円の増でございます。これは23節償還金、利子及び割引料の増によるものとなっております。2目退職被保険者等保険税還付金は4万円の増でございます。これも23節償還金、利子及び割引料の増によるものとなっております。続きまして3目償還金1,273万9,000円の増でございます。これも23節償還金、利子及び割引料の増によるものでございます。

続きまして12款繰上充用金、1項繰上充用金、1目繰上充用金、補正額は減額の5,000円となっております。これは22節補償、補填及び賠償金の減額によるものでございます。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 日程第8。「議案第29号 平成26年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第29号

平成26年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成26年9月16日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成26年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計補正予算

平成26年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ124万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,342万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年9月16日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		1	1,246	1,247
	1 繰越金	1	1,246	1,247
歳入合計		82,178	1,246	83,424

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 諸支出金		12	1,246	1,258
	1 償還金及び還付加算金	11	1,246	1,257
歳出合計		82,178	1,246	83,424

5 ページをお願いします。歳入でございます。5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、補正額124万6,000円。1 節繰越金の増でございます。

続きまして6 ページ、歳出でございます。4 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料加算金、補正額124万6,000円でございます。これは23節償還金、利子及び割引料の増によるものでございます。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 日程第9。「議案第30号 平成26年度今帰仁村簡易水道事業会計第2号補正予算について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第30号

平成26年度今帰仁村簡易水道事業会計第2号補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成26年9月16日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成26年度今帰仁村簡易水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成26年度簡易水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 平成26年度簡易水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 事業費	426,886千円	16,000千円	442,886千円
第1項 営業費用	390,100千円	16,000千円	406,100千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 資本的収入	607,662千円	104,000千円	711,662千円
第3項 出資金	10,660千円	1,000千円	11,660千円
第5項 その他資本収入	1千円	103,000千円	103,001千円
	支	出	
第1款 資本的支出	691,510千円	19,500千円	711,010千円
第1項 建設改良費	640,253千円	19,500千円	659,753千円

（特例的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条の2地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
未 収 金	52,926千円	△23,768千円	29,158千円
未 払 金	36,894千円	132,323千円	169,217千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	39,524千円	1,000千円	40,524千円

(他会計からの補助金の補正)

第6条 予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のように改める。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	19,000千円	1,000千円	20,000千円

平成26年9月16日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

次ページ以降に補正予算に関する説明書を添付してございますので、お目通しを願いたいと思います。
以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 日程第10.「議案第31号 工事請負契約について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第31号

工 事 請 負 契 約 に つ い て

今帰仁村地域安心・安全告知システム整備工事について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

1. 契約の目的 今帰仁村地域安心・安全告知システム整備工事
2. 契約の方法 一般競争入札
3. 契約の金額 ￥210,600,000
4. 契約の相手方 那覇市西2丁目15番1号
沖縄パナソニック特機株式会社
代表取締役社長 木村 隆 夫

平成26年9月16日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

今帰仁村地域安心・安全告知システム整備工事の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるため、この議案を提出します。

次ページに工事請負契約書を添付してございますので、お目通しを願います。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 日程第11、「認定第1号 平成25年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

認定第1号

平成25年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。

平成26年9月16日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時23分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時24分)

大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君 決算書の説明につきましては、総務課長のほうで説明いたしますのでよろしくお願いたします。

○ 議長 久田浩也君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ご説明いたします。平成25年度一般会計歳入歳出決算書2ページ、3ページをお開きください。それでは説明します。

平成25年度歳入歳出決算総括表

(歳入)

(単位：円・%)

区分	当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費繰越財源充当額	弾力条項適用額	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	収入割合	
											予算現額対	調定減額対
一般会計	5,024,019,000	1,009,961,000	522,956,000	0	6,556,936,000	6,674,035,359	6,349,348,561	4,800,200	319,886,598	207,587,439	96.83	95.13
国民健康保険特別会計	1,710,675,000	416,245,000	0	0	2,126,920,000	1,744,629,824	1,685,226,074	9,749,700	49,654,050	441,693,926	97.23	96.59
水道事業特別会計	435,902,000	79,651,000	402,520,000	0	918,073,000	916,130,573	886,542,288	1,960,349	27,627,936	31,530,712	96.56	96.77
後期高齢者医療特別会計	81,797,000	1,264,000	0	0	83,061,000	82,142,182	81,082,315	131,433	928,434	1,978,685	97.61	98.70
合計	7,252,393,000	1,507,121,000	925,476,000	0	9,684,990,000	9,416,937,938	9,002,199,238	16,641,682	398,097,018	682,790,762	92.95	95.59

(歳出)

(単位：円・%)

区分	当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費繰越財源充当額	弾力条項適用額	予算現額	支出済額	翌年度繰越額			不用額	予算現額と支出済額との割合
							継続費通次	繰越明許費	事故繰越		
一般会計	5,024,019,000	1,009,961,000	522,956,000	0	6,556,936,000	6,158,906,807	0	331,913,000	0	66,116,193	93.92
国民健康保険特別会計	1,710,675,000	416,245,000	0	0	2,126,920,000	2,002,601,430	0	0	0	124,318,570	94.15
水道事業特別会計	435,902,000	79,651,000	402,520,000	0	918,073,000	746,449,244	0	0	0	171,623,756	81.30
後期高齢者医療特別会計	81,797,000	1,264,000	0	0	83,061,000	79,835,665	0	0	0	3,225,335	96.11
合計	7,252,393,000	1,507,121,000	925,476,000	0	9,684,990,000	8,987,793,146	0	331,913,000	0	365,283,854	92.80

続きまして、平成25年度一般会計歳入歳出決算書、6ページ、7ページをお開きください。

平成25年度 今帰仁村一般会計 歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1 村 税		530,694,000	604,432,794	554,060,396	4,800,200	45,572,198	△23,366,396
	1 村 民 税	170,680,000	192,416,882	177,674,565	2,163,500	12,578,817	△6,994,565
	2 固 定 資 産 税	280,215,000	318,760,602	285,651,521	2,394,700	30,714,381	△5,436,521
	3 軽 自 動 車 税	25,998,000	29,969,000	27,448,000	242,000	2,279,000	△1,450,000
	4 市町村たばこ税	53,799,000	63,286,310	63,286,310	0	0	△9,487,310
	5 特別土地保有税	2,000	0	0	0	0	2,000
2 地 方 譲 与 税		48,089,000	47,387,000	47,387,000	0	0	702,000
	1 地方揮発油譲与税	14,445,000	14,477,000	14,477,000	0	0	△32,000
	2 自動車重量譲与税	33,643,000	32,910,000	32,910,000	0	0	733,000
	3 地方道路譲与税	1,000	0	0	0	0	1,000
3 利子割交付金		2,497,000	1,038,000	1,038,000	0	0	1,459,000
	1 利子割交付金	2,497,000	1,038,000	1,038,000	0	0	1,459,000
4 配当割交付金		421,000	738,000	738,000	0	0	△317,000
	1 配当割交付金	421,000	738,000	738,000	0	0	△317,000
5 株式等譲渡所得割 交 付 金		141,000	1,212,000	1,212,000	0	0	△1,071,000
	1 株式等譲渡所得割 交 付 金	141,000	1,212,000	1,212,000	0	0	△1,071,000
6 地方消費税交付金		60,389,000	59,266,000	59,266,000	0	0	1,123,000
	1 地方消費税交付金	60,389,000	59,266,000	59,266,000	0	0	1,123,000

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
7	ゴルフ場利用税交付金	19,626,000	17,163,283	17,163,283	0	0	2,462,717
	1 ゴルフ場利用税交付金	19,626,000	17,163,283	17,163,283	0	0	2,462,717
9	自動車取得税交付金	8,923,000	10,061,000	10,061,000	0	0	△1,138,000
	1 自動車取得税交付金	8,923,000	10,061,000	10,061,000	0	0	△1,138,000
10	地方特例交付金	952,000	1,354,000	1,354,000	0	0	△402,000
	1 地方特例交付金	951,000	1,354,000	1,354,000	0	0	△403,000
	2 特別交付金	1,000	0	0	0	0	1,000
11	地方交付税	2,265,536,000	2,380,942,000	2,380,942,000	0	0	△115,406,000
	1 地方交付税	2,265,536,000	2,380,942,000	2,380,942,000	0	0	△115,406,000
12	交通安全対策特別交付金	1,186,000	1,168,000	1,168,000	0	0	18,000
	1 交通安全対策特別交付金	1,186,000	1,168,000	1,168,000	0	0	18,000
13	分担金及び負担金	124,779,000	111,521,975	110,791,175	0	730,800	13,987,825
	1 分 担 金	89,364,000	66,723,613	66,723,613	0	0	22,640,387
	2 負 担 金	35,415,000	44,798,362	44,067,562	0	730,800	△8,652,562
14	使用料及び手数料	42,697,000	46,944,007	43,800,507	0	3,143,500	△1,103,507
	1 使 用 料	35,058,000	39,070,688	35,927,188	0	3,143,500	△869,188
	2 手 数 料	7,639,000	7,873,319	7,873,319	0	0	△234,319

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
15 国庫支出金		838,519,000	833,506,006	743,253,006	0	90,253,000	95,265,994
	1 国庫負担金	273,114,000	271,430,899	271,430,899	0	0	1,683,101
	2 国庫補助金	562,124,000	558,142,400	467,889,400	0	90,253,000	94,234,600
	3 国庫委託金	3,281,000	3,932,707	3,932,707	0	0	△651,707
16 県支出金		1,541,654,000	1,528,396,540	1,358,248,540	0	170,148,000	183,405,460
	1 県負担金	169,606,000	171,617,271	171,617,271	0	0	△2,011,271
	2 県補助金	1,338,055,000	1,322,683,058	1,152,535,058	0	170,148,000	185,519,942
	3 県委託金	33,993,000	34,096,211	34,096,211	0	0	△103,211
17 財産収入		14,038,000	14,017,752	14,017,752	0	0	20,248
	1 財産運用収入	9,201,000	9,183,333	9,183,333	0	0	17,667
	2 財産売払収入	4,837,000	4,834,419	4,834,419	0	0	2,581
18 寄附金		39,368,000	39,367,000	30,412,000	0	8,955,000	8,956,000
	1 寄附金	39,368,000	39,367,000	30,412,000	0	8,955,000	8,956,000
19 繰入金		237,063,000	237,063,000	237,063,000	0	0	0
	1 繰入金	237,063,000	237,063,000	237,063,000	0	0	0
20 繰越金		170,166,000	170,165,831	170,165,831	0	0	169
	1 繰越金	170,166,000	170,165,831	170,165,831	0	0	169

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
21 諸 収 入		189,244,000	211,237,171	210,153,071	0	1,084,100	△20,909,071
	1 延滞金、加算金料 及 び	1,137,000	1,419,739	1,419,739	0	0	△282,739
	2 預 金 利 子	150,000	105,614	105,614	0	0	44,386
	3 貸付金元利収入	1,000	0	0	0	0	1,000
	4 雑 入	185,226,000	206,981,818	205,897,718	0	1,084,100	△20,671,718
	5 受託事業収入	2,730,000	2,730,000	2,730,000	0	0	0
22 村 債		420,954,000	357,054,000	357,054,000	0	0	63,900,000
	1 村 債	420,954,000	357,054,000	357,054,000	0	0	63,900,000
歳 入 合 計		6,556,936,000	6,674,035,359	6,349,348,561	4,800,200	319,886,598	207,587,439

○ 議長 久田浩也君 暫時休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時55分)

午 後

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後 1 時30分)

小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 午前中に引き続きまして、決算書を説明いたします。14ページ、15ページをお願いします。平成25年度一般会計歳入歳出決算書です。

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1 議 会 費		74,955,000	74,761,269	0	193,731	193,731
	1 議 会 費	74,955,000	74,761,269	0	193,731	193,731
2 総 務 費		883,008,000	876,328,386	0	6,679,614	6,679,614
	1 総 務 管 理 費	725,515,000	720,841,430	0	4,673,570	4,673,570
	2 徴 税 費	83,828,000	83,311,208	0	516,792	516,792
	3 戸 籍 住 民 登 録 費	54,870,000	53,751,524	0	1,118,476	1,118,476
	4 選 挙 費	16,309,000	16,112,231	0	196,769	196,769
	5 統 計 調 査 費	871,000	717,793	0	153,207	153,207
	6 監 査 委 員 費	1,615,000	1,594,200	0	20,800	20,800
3 民 生 費		1,532,009,000	1,519,976,902	3,941,000	8,091,098	12,032,098
	1 社 会 福 祉 費	1,043,301,000	1,035,482,239	1,106,000	6,712,761	7,818,761
	2 児 童 福 祉 費	488,708,000	484,494,663	2,835,000	1,378,337	4,213,337
4 衛 生 費		473,258,000	470,250,645	0	3,007,355	3,007,355
	1 保 健 衛 生 費	266,827,000	264,061,449	0	2,765,551	2,765,551
	2 清 掃 費	206,431,000	206,189,196	0	241,804	241,804
5 労 働 費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 失 業 対 策 費	1,000	0	0	1,000	1,000

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
6 農林水産業費		1,085,642,000	939,785,205	129,430,000	16,426,795	145,856,795
	1 農業費	1,035,549,000	891,965,690	127,630,000	15,953,310	143,583,310
	2 林業費	35,492,000	35,176,610	0	315,390	315,390
	3 水産業費	14,601,000	12,642,905	1,800,000	158,095	1,958,095
7 商工費		328,155,000	282,403,819	36,012,000	9,739,181	45,751,181
	1 商工費	328,155,000	282,403,819	36,012,000	9,739,181	45,751,181
8 土木費		699,483,000	532,876,215	162,530,000	4,076,785	166,606,785
	1 土木管理費	14,273,000	13,737,565	0	535,435	535,435
	2 道路橋梁費	351,214,000	222,085,790	126,709,000	2,419,210	129,128,210
	3 河川費	66,363,000	30,419,937	35,821,000	122,063	35,943,063
	4 港湾費	22,475,000	22,005,706	0	469,294	469,294
	5 住宅費	245,158,000	244,627,217	0	530,783	530,783
9 消防費		183,402,000	183,402,000	0	0	0
	1 消防費	183,402,000	183,402,000	0	0	0

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
10 教育費		744,564,000	729,101,924	0	15,462,076	15,462,076
	1 教育総務費	106,484,000	104,445,005	0	2,038,995	2,038,995
	2 小学校費	79,067,000	76,836,670	0	2,230,330	2,230,330
	3 中学校費	32,463,000	30,525,354	0	1,937,646	1,937,646
	4 幼稚園費	33,377,000	32,874,951	0	502,049	502,049
	5 社会教育費	277,296,000	270,005,730	0	7,290,270	7,290,270
	6 保健体育費	215,877,000	214,414,214	0	1,462,786	1,462,786
11 災害復旧費		3,000	0	0	3,000	3,000
	1 農林水産施設災害 復旧費	2,000	0	0	2,000	2,000
	2 土木施設災害 復旧費	1,000	0	0	1,000	1,000
12 公債費		550,033,000	550,020,442	0	12,558	12,558
	1 公債費	550,033,000	550,020,442	0	12,558	12,558
13 諸支出金		3,000	0	0	3,000	3,000
	1 普通財産取得費	2,000	0	0	2,000	2,000
	2 災害援護資金貸付金	1,000	0	0	1,000	1,000
14 予備費		2,420,000	0	0	2,420,000	2,420,000
	1 予備費	2,420,000	0	0	2,420,000	2,420,000
歳出合計		6,556,936,000	6,158,906,807	331,913,000	66,116,193	398,029,193

歳入歳出差引残額	190,441,754 円
うち基金繰入額	0 円
又は歳入歳出差引不足額	0 円
この為翌年度繰上充用金	0 円

平成26年7月11日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

事項別明細の説明は割愛させていただきます。お目通しいただきたいと思います。
 それでは149ページをお開きください。

実質収支に関する調書

区 分		金 額
1. 歳入総額		6,349,348 千円
2. 歳出総額		6,158,906 千円
3. 歳入歳出差引額		190,442 千円
4. 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0 千円
	(2) 繰越明許費繰越額	9,664 千円
	(3) 事故繰越し繰越額	0 千円
	計	9,664 千円
5. 実質収支額		180,778 千円
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による 基金繰入額		0 千円

以上、ご説明申し上げました。以上です。

○ 議長 久田浩也君 日程第12.「認定第2号 平成25年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

認定第2号

平成25年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。

平成26年9月16日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

決算書の説明につきましては、福祉保健課長のほうで説明をいたします。よろしくお願ひします。

○ 議長 久田浩也君 宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 それでは平成25年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書の2

ページと3ページをお開きください。

平成25年度 国民健康保険特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 国民健康保険税		538,033,000	277,890,100	218,486,350	9,749,700	49,654,050	319,546,650
	1 国民健康保険税	538,033,000	277,890,100	218,486,350	9,749,700	49,654,050	319,546,650
2 一部負担金		4,000	0	0	0	0	4,000
	1 一部負担金	4,000	0	0	0	0	4,000
3 使用料及び手数料		516,000	421,400	421,400	0	0	94,600
	1 手数料	516,000	421,400	421,400	0	0	94,600
4 国庫支出金		792,795,000	687,827,298	687,827,298	0	0	104,967,702
	1 国庫負担金	466,762,000	397,698,298	397,698,298	0	0	69,063,702
	2 国庫補助金	326,033,000	290,129,000	290,129,000	0	0	35,904,000
5 療養給付費交付金		55,780,000	66,995,000	66,995,000	0	0	△11,215,000
	1 療養給付費交付金	55,780,000	66,995,000	66,995,000	0	0	△11,215,000
6 前期高齢者交付金		98,018,000	97,487,197	97,487,197	0	0	530,803
	1 前期高齢者交付金	98,018,000	97,487,197	97,487,197	0	0	530,803
7 県支出金		140,225,000	123,634,265	123,634,265	0	0	16,590,735
	1 県負担金	18,684,000	14,179,265	14,179,265	0	0	4,504,735
	2 県補助金	121,541,000	109,455,000	109,455,000	0	0	12,086,000
8 連合会支出金		2,000	0	0	0	0	2,000
	1 連合会補助金	2,000	0	0	0	0	2,000

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
9 共同事業交付金		304,301,000	291,846,776	291,846,776	0	0	12,454,224
	1 共同事業交付金	304,301,000	291,846,776	291,846,776	0	0	12,454,224
10 財産収入		1,000	0	0	0	0	1,000
	1 財産収入	1,000	0	0	0	0	1,000
11 寄付金		1,000	0	0	0	0	1,000
	1 寄付金	1,000	0	0	0	0	1,000
12 繰入金		197,116,000	197,118,014	197,118,014	0	0	△2,014
	1 他会計繰入金	197,115,000	197,118,014	197,118,014	0	0	△3,014
	2 基金繰入金	1,000	0	0	0	0	1,000
13 繰越金		2,000	0	0	0	0	2,000
	1 繰越金	2,000	0	0	0	0	2,000
14 諸収入		124,000	1,409,774	1,409,774	0	0	△1,285,774
	1 延滞金、加算金料 及 及び 加過	113,000	317,400	317,400	0	0	△204,400
	2 預金利子	1,000	23,964	23,964	0	0	△22,964
	3 受託事業収入	1,000	0	0	0	0	1,000
	4 雑収入	9,000	1,068,410	1,068,410	0	0	△1,059,410
15 村債		2,000	0	0	0	0	2,000
	1 村債	1,000	0	0	0	0	1,000
	2 広域化等支援基金 貸付 付 基金	1,000	0	0	0	0	1,000
歳入合計		2,126,920,000	1,744,629,824	1,685,226,074	9,749,700	49,654,050	441,693,926

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1 総務費		51,309,000	50,286,520	0	1,022,480	1,022,480
	1 総務管理費	33,382,000	33,107,033	0	274,967	274,967
	2 徴税費	17,794,000	17,149,987	0	644,013	644,013
	3 運営協議会費	132,000	29,500	0	102,500	102,500
	4 趣旨普及費	1,000	0	0	1,000	1,000
2 保険給付費		1,126,197,000	1,025,906,418	0	100,290,582	100,290,582
	1 療養諸費	952,974,000	880,807,768	0	72,166,232	72,166,232
	2 高額療養費	160,013,000	135,534,030	0	24,478,970	24,478,970
	3 移送費	2,000	0	0	2,000	2,000
	4 助産諸費	12,608,000	9,244,620	0	3,363,380	3,363,380
	5 葬祭諸費	600,000	320,000	0	280,000	280,000
3 後期高齢者支援金等		217,651,000	217,648,296	0	2,704	2,704
	1 後期高齢者支援金等	217,651,000	217,648,296	0	2,704	2,704
4 前期高齢者納付金等		228,000	226,544	0	1,456	1,456
	1 前期高齢者納付金等	228,000	226,544	0	1,456	1,456
5 老人保健拠出金		53,000	32,784	0	20,216	20,216
	1 老人保健拠出金	53,000	32,784	0	20,216	20,216
6 介護納付金		111,724,000	111,723,782	0	218	218
	1 介護納付金	111,724,000	111,723,782	0	218	218

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
7	共同事業拠出金	289,839,000	274,671,662	0	15,167,338	15,167,338
	1 共同事業拠出金	289,839,000	274,671,662	0	15,167,338	15,167,338
8	保健施設費	27,816,000	25,835,505	0	1,980,495	1,980,495
	1 特定健康診査等事業費	14,992,000	14,393,785	0	598,215	598,215
	2 保健施設費	12,824,000	11,441,720	0	1,382,280	1,382,280
9	基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000
	1 基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000
10	公債費	1,000,000	553,767	0	446,233	446,233
	1 公債費	1,000,000	553,767	0	446,233	446,233
11	諸支出金	42,943,000	42,433,894	0	509,106	509,106
	1 償還金及び還付加算金	42,943,000	42,433,894	0	509,106	509,106
12	繰上充用金	253,283,000	253,282,258	0	742	742
	1 繰上充用金	253,283,000	253,282,258	0	742	742
13	予備費	4,876,000	0	0	4,876,000	4,876,000
	1 予備費	4,876,000	0	0	4,876,000	4,876,000
歳出合計		2,126,920,000	2,002,601,430	0	124,318,570	124,318,570

歳入歳出差引残額	△317,375,356 円
うち基金繰入額	0 円
又は歳入歳出差引不足額	317,375,356 円
この為翌年度繰上充用金	317,375,356 円

平成26年7月11日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

16ページ以降の歳入歳出決算事項別明細書につきましては、割愛させていただきます。
続きまして57ページをお開きください。

実質収支に関する調書

区 分		金 額
1. 歳入総額		1,685,226 千円
2. 歳出総額		2,002,601 千円
3. 歳入歳出差引額		△317,375 千円
4. 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0 千円
	(2) 繰越明許費繰越額	0 千円
	(3) 事故繰越し繰越額	0 千円
	計	0 千円
5. 実質収支額		△317,375 千円
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による 基金繰入額		0 千円

以上でございます。

- 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後2時16分)
- 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後2時20分)

日程第13.「認定第3号 平成25年度今帰仁村水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

- 副村長 大城清紀君
認定第3号

平成25年度今帰仁村水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度今帰仁村水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。

平成26年9月16日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

決算の説明につきましては、建設課長のほうで説明をいたします。よろしくお願ひします。

○ 議長 久田浩也君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 平成25年度今帰仁村水道事業特別会計歳入歳出決算書の2ページ、3ページをお開きください。

平成25年度 水道事業特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 事業収入		218,789,000	211,704,078	182,115,793	1,960,349	27,627,936	36,673,207
	1 事業収入	218,789,000	211,704,078	182,115,793	1,960,349	27,627,936	36,673,207
2 国庫支出金		414,000,000	414,000,000	414,000,000	0	0	0
	1 国庫補助金	414,000,000	414,000,000	414,000,000	0	0	0
3 繰入金		140,670,000	140,670,000	140,670,000	0	0	0
	1 繰入金	140,670,000	140,670,000	140,670,000	0	0	0
4 繰越金		521,000	520,000	520,000	0	0	1,000
	1 繰越金	521,000	520,000	520,000	0	0	1,000
5 諸収入		6,593,000	6,436,495	6,436,495	0	0	156,505
	1 預金利子	1,000	17,487	17,487	0	0	△16,487
	2 雑収入	6,592,000	6,419,008	6,419,008	0	0	172,992
6 村債		137,500,000	142,800,000	142,800,000	0	0	△5,300,000
	1 村債	137,500,000	142,800,000	142,800,000	0	0	△5,300,000
歳入合計		918,073,000	916,130,573	886,542,288	1,960,349	27,627,936	31,530,712

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1 総務費		45,005,000	42,587,855	0	2,417,145	2,417,145
	1 総務管理費	45,005,000	42,587,855	0	2,417,145	2,417,145
2 事業費		791,878,000	622,789,900	0	169,088,100	169,088,100
	1 簡易水道費	789,278,000	620,192,700	0	169,085,300	169,085,300
	2 営業外費用	2,600,000	2,597,200	0	2,800	2,800
3 公債費		71,412,000	71,296,158	0	115,842	115,842
	1 公債費	71,412,000	71,296,158	0	115,842	115,842
4 災害復旧費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 簡易水道災害復旧費	1,000	0	0	1,000	1,000
5 諸支出金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 諸支出金	1,000	0	0	1,000	1,000
6 繰上充用金		9,776,000	9,775,331	0	669	669
	1 繰上充用金	9,776,000	9,775,331	0	669	669
7 予備費		0	0	0	0	0
	1 予備費	0	0	0	0	0
歳出合計		918,073,000	746,449,244	0	171,623,756	171,623,756

歳入歳出差引額	140,093,044 円	
うち基金繰入額	0 円	平成26年6月30日
又は歳入歳出差引不足額	0 円	今帰仁村長 與那嶺 幸 人

なお、この残額は、簡易水道事業について地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定による特別会計へ引き継いだ。

続きまして27ページをお開きください。

実質収支に関する調書

区 分		金 額
1. 歳入総額		886,542 千円
2. 歳出総額		746,449 千円
3. 歳入歳出差引額		140,093 千円
4. 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0 千円
	(2) 繰越明許費繰越額	0 千円
	(3) 事故繰越し繰越額	0 千円
	計	0 千円
5. 実質収支額		140,093 千円
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による 基金繰入額		0 千円

以上です。

○ 議長 久田浩也君 日程第14.「認定第4号 平成25年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

認定第4号

平成25年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。

平成26年9月16日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

なお、決算説明書につきましては、福祉保健課長より説明を申し上げます。

○ 議長 久田浩也君 宮里 晃福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 それでは平成25年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の2ページ、3ページをお開きください。

平成25年度 後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 後期高齢者医療保険料		38,846,000	38,177,991	37,118,124	131,433	928,434	1,727,876
	1 後期高齢者医療保険料	38,846,000	38,177,991	37,118,124	131,433	928,434	1,727,876
2 使用料及び手数料		41,000	24,900	24,900	0	0	16,100
	1 手 数 料	41,000	34,900	24,900	0	0	16,100
4 繰 入 金		41,901,000	41,901,935	41,901,935	0	0	△935
	1 一般会計繰入金	41,901,000	41,901,935	41,901,935	0	0	△935
5 繰 越 金		793,000	793,682	793,682	0	0	△682
	1 繰 越 金	793,000	793,682	793,682	0	0	△682
6 諸 収 入		1,480,000	1,243,674	1,243,674	0	0	236,326
	1 延滞金、加算金料及び過	2,000	0	0	0	0	2,000
	2 償還金及び還付加算金	150,000	129,560	129,560	0	0	20,440
	3 預 金 利 子	1,000	3,160	3,160	0	0	△2,160
	4 雑 入	1,327,000	1,110,954	1,110,954	0	0	216,046
歳 入 合 計		83,061,000	82,142,182	81,082,315	131,433	928,434	1,978,685

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1 総務費		3,206,000	2,897,969	0	308,031	308,031
	1 総務管理費	3,186,000	2,894,538	0	291,462	291,462
	2 徴収費	20,000	3,431	0	16,569	16,569
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		79,181,000	76,483,368	0	2,697,632	2,697,632
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	79,181,000	76,483,368	0	2,697,632	2,697,632
3 保健福祉事業費		523,000	323,954	0	199,046	199,046
	1 保健福祉事業費	523,000	323,954	0	199,046	199,046
4 諸支出金		151,000	130,374	0	20,626	20,626
	1 償還金及び還付加算金	150,000	130,374	0	19,626	19,626
	2 繰出金	1,000	0	0	1,000	1,000
歳出合計		83,061,000	79,835,665	0	3,225,335	3,225,335

歳入歳出差引残額 1,246,650 円
 うち基金繰入額 0 円
 又は歳入歳出差引不足額 0 円
 この為翌年度繰上充用金 0 円

平成26年7月11日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

次に25ページをお開きください。

実質収支に関する調書

区 分		金 額
1. 歳入総額		81,082 千円
2. 歳出総額		79,835 千円
3. 歳入歳出差引額		1,247 千円
4. 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0 千円
	(2) 繰越明許費繰越額	0 千円
	(3) 事故繰越し繰越額	0 千円
	計	0 千円
5. 実質収支額		1,247 千円
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による 基金繰入額		0 千円

以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 日程第15.「報告第8号 平成25年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について」を議題といたします。

本件について提出者の報告を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

報告第8号

平成25年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成25年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書を議会へ提出し報告します。

平成26年9月16日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

事業報告及び決算報告書を添付してございますので、お目通しを願いたいと思います。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 日程第16.「報告第9号 平成25年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題といたします。

本件について提出者の報告を求めます。大城清紀副村長。

- 副村長 大城清紀君
報告第9号

平成25年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

平成25年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の健全化判断比率及び同法第22条第2項の資金不足比率について、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成26年9月16日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

なお次ページ以降に報告書を添付してございますので、お目通しを願いたいと思います。

- 議長 久田浩也君 日程第17.「発委第1号 今帰仁村議会政務活動費の交付に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。東恩納寛政政務活動費調査特別委員長。

- 政務活動費調査特別委員長 東恩納寛政君
発委第1号

平成26年9月16日

今帰仁村議会議長

久 田 浩 也 殿

提出者

政務活動費調査特別委員長 東恩納 寛 政

今帰仁村議会政務活動費の交付に関する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに、会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項の規定に基づき、条例で定める必要があ

ることから別紙のとおり提案する。

今帰仁村議会政務活動費の交付に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項の規定に基づき、今帰仁村議会における政務活動費の交付その他必要な事項を定めるものとする。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第2条 政務活動費は、今帰仁村議会議員（以下「議員」という。）が実施する調査研究、研修、広報・広聴、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等村政の課題及び村民の意思を把握し、村政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表第1に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(政務活動費の交付対象)

第3条 政務活動費の交付対象は、議員の職にある者とする。

(政務活動費の額)

第4条 政務活動費の額は、月の初日（以下「基準日」という。）に在職する議員について月額10,000円を会計年度の半期ごとに交付する。

2 月の途中において議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。

(議員の通知)

第5条 議長は、政務活動費の交付を受ける議員について、別に定める様式により毎年度4月10日までに村長に通知しなければならない。

2 議長は、年度途中において、議員の異動が生じたときは、別に定める様式により速やかに村長に通知しなければならない。

(政務活動費の交付申請)

第6条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、別に定める様式により前期分は、4月10日までに、後期分は10月10日までに政務活動費申請書を村長に提出しなければならない。

2 年度の途中において、一般選挙又は補欠選挙により議員が当選したとき（繰上補充又は再選挙による場合を含む。）の交付申請は次に掲げる月（任期開始の日が基準日の場合は当月）の10日までに村長に申請しなければならない。

(1) 一般選挙による場合 任期開始の日の属する月の翌々月

(2) 補欠選挙による場合 任期開始の日の属する月の翌月

3 議員は、前2項の規定により申請した事項に異動が生じたときは、別に定める様式により政務活動費

変更交付申請書を村長に提出しなければならない。

(政務活動費の交付決定)

第7条 村長は、前条の規定による交付申請を受理したときは、政務活動費の交付又は変更の決定を行い、別に定める様式により当該議員に通知しなければならない。

(政務活動費の請求及び交付)

第8条 議員は、前条の規定による通知を受けた後、次に掲げる日までに規程に定める政務活動費交付請求書(以下「請求書」という。)により、各期の属する月数分の政務活動費を村長に請求しなければならない。ただし、県外視察等により調査研究に要する費用が前期分の金額を超えることが明らかである場合は、当該使途理由を付して後期に属する月数分の政務活動費の全部又は一部を前期分と併せて請求することができる。また、当該各号に定める日が今帰仁村職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年今帰仁村条例第7号)に規定する村の休日に当たるときは、その翌日までに請求書の提出を行わなければならない。

(1) 前期(4・5・6・7・8・9月分) 4月20日まで

(2) 後期(10・11・12・1・2・3月分) 10月20日まで

2 村長は、前項の請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

3 この条に規定する前期又は後期中間において、一般選挙又は補欠選挙により当選した議員は、任期開始の日の属する月の翌月(その日が基準日の場合は当月)分以降の当該期分の政務活動費を、次に掲げる月(任期開始の日が基準日の場合は当月)の20日までに請求書を村長に提出しなければならない。

(1) 一般選挙による場合 任期開始の日の属する月の翌々月

(2) 補欠選挙による場合 任期開始の日の属する月の翌月

4 議員は、この条に定める各期の途中において、任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月(その日が基準日の場合は当月)分以降の政務活動費を速やかに返還しなければならない。

(収支報告書)

第9条 議員は、その年度の政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を、別記様式により領収証等の証拠書類の写しを添付し、年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

2 議員は、任期満了、辞職、失職若しくは除名、死亡又は議会の解散により議員でなくなった場合には、前期の規定にかかわらず、議員でなくなった日の属する月までの収支報告書に領収証等を添付し、議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

3 議長は、前2項の規定により提出された収支報告書及び領収証等の写しを、村長に送付しなければならない。

(議長の調査)

第10条 議長は、政務活動費の適正な運用を期するため、前条の規定により収支報告が別記様式により領収証等の証拠書類を添えて提出されたときは、必要に応じ調査を行う等、使途の透明性の確保に努めるも

のとする。

(政務活動費の返還)

第11条 議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、議員がその年度において行った政務活動費による支出（第2条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲にしたがって行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。なお、議員が当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しない場合、村長は当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を議員に命じなければならない。

(収支報告書及び領収証等の保存及び閲覧)

第12条 議長は、第9条の規定により提出された収支報告書は、対象期間の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も議長に対し、前項の収支報告書及び領収証等の閲覧を請求することができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が規程で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

経費	内容
調査研究費	議員が行う村の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研修費	1 議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費
広報・広聴費	議員が行う活動の広報・広聴活動に要する経費
要請陳情等活動費	議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会議費	1 議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

別記様式（第9条関係）

年 月 日

今帰仁村議会議長

殿

氏 名

年度 政務活動費に係る収支報告について

今帰仁村議会政務活動費の交付に関する条例第9条第1項（第2項）に基づき、別紙のとおり 年
度政務活動費収支報告書を提出いたします。

別紙

年度 政務活動費収支報告書

氏 名 _____

1 収 入

政務活動費 _____ 円

2 支 出

(単位：円)

項 目	支 出 額	備 考
費		
費		
費		
合 計		

3 残 余

_____ 円

注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これより「発委第1号 今帰仁村議会政務活動費の交付に関する条例の制定について」を採決いたしますが、この採決は起立により行います。この際、起立しない議員の取り扱いについてお諮りいたします。

起立しない議員は、本案に対して反対と見なすことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 異議がないので、そのように決定をいたします。

それでは「発委第1号 今帰仁村議会政務活動費の交付に関する条例の制定について」を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○ 議長 久田浩也君 起立多数です。したがって、「発委第1号 今帰仁村議会政務活動費の交付に関する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

(散会時刻 午後2時48分)